

令和8年2月24日

教育委員会 体育健康教育室 学校体育担当

「令和8年度京都市立祥豊小学校水泳授業委託」プロポーザルに係る質問に対する回答

番号	質問	回答
1	学校水泳授業を実施するにあたり、学校と同じ環境で授業を実施するものと理解して間違いありませんか。具体的には、スマートスイミングの使用(動画撮影システムの使用)、スライダー遊具の利用はできないと認識しています。	仕様書等に基づき、学校水泳授業として実施いただく必要があるため、「スライダー遊具」のように遊戯的要素が強い施設等の使用は適さないと考えます。一方、スマートスイミング等による動画を活用した学習については、生徒の学びに寄与する可能性もありますので、具体的にどのような用具・施設等が使用可能かについては、学校とご相談ください。
2	企画提案書等の書式について、用紙のサイズ指定などがありませんでしたので、以下で良いかご教示ください。 ・紙のサイズ：A4 ・書式：縦版 ・綴じ方：ステープルのみ（長辺綴じ）	支障ありません。書式・サイズ等の指定はないため、自由様式でご提出ください。
3	募集要項5（1）の提出書類のうち、「企画提案書」「会社概要」「業務実績一覧」は各7部を提出するよう記載がありますが、書類ごとに別々か、1冊に綴じても良いかご教示ください。	いずれも受け付けますが、可能な場合は1冊に綴じてご提出ください。
4	送迎には大型バスを想定しています。学校内に乗り入れ（待機場所含む）が可能か、幹線道路沿い（九条通り）に停車するかをご教示ください。	学校には移動に配慮が必要な児童も在籍するため、学校内もしくは学校前までの送迎が基本と考えていますが、交通事情や道路事情により困難な場合は、学校と相談して乗降場所を決定していくこととなります。なお、いずれの場合も、仕様書7（3）②に記載のとおり、安全管理の徹底をお願いします。 祥豊小学校の南門であれば、大型バス1台の乗り入れが可能です。
5	仕様書 7（1）②（エ）「各学年2回程度の補講の時間を確保する。」について、予備日、いわゆる授業ができなかった時の振替日という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	仕様書7（1）②（ウ）、仕様書7（2）②等で、「実施対象校と受注者と協議のうえ決定すること」という記載があります。これは受注者決定後（受注契約締結後）に協議するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7	「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書（別紙2）」は、契約締結後の打ち合わせ時に提出するという理解でよろしいでしょうか。	受託事業者決定後、契約締結前に提出いただけます。